

中国産うなぎ加工品の合成抗菌剤の残留について

中国産うなぎ加工品（白焼き、蒲焼き等）に対するエンロフロキサシン（合成抗菌剤）検査については、既にお知らせしたとおり、7月3日より、食品衛生法第15条第3項の検査命令を開始したところです。現在まで25件の違反が発見される一方、都道府県等における国内流通品の検査において、7月3日以前に輸入されたうなぎ加工品から6件の違反が発見されたことから、本日、各都道府県等に対して、中国産うなぎ加工品に対する監視指導の強化を通知しました。

厚生労働省としては、従来より、中国政府に対し、食品衛生法違反のうなぎ加工品を輸出することないように、輸出前検査や抗生物質・合成抗菌剤の使用管理の徹底等について要請してきたところですが、中国政府より、これらの要請等を踏まえ、6月3日にうなぎへのエンロフロキサシンの使用禁止を指示し、7月24日からうなぎ加工品の輸出を見合わせるるとともに、養殖池の管理を強化し、さらに輸出時の検査体制を整備した上で、検査に合格したもののみ輸出する等の対策を講じる旨報告があったところです。

厚生労働省としては、引き続き、輸入時の検査命令の継続等の他、中国政府の残留防止対策について協議を行っていくこととしています。

<参考>

中国産うなぎ加工品の輸入時の届出実績（今回違反分を含む）
（平成15年7月3日～8月1日：速報値）

	届出件数	届出重量(Kg)	違反件数	違反重量(Kg)
うなぎ加工品	245	2,964,147	25	298,690

※ 違反貨物については、全量廃棄又は積み戻し等を行い、国内には流通していません。